

# 大阪府立柏原東高等学校PTA慶弔規定

第1条 保護者及び生徒死亡の場合には、次のとおり香典としきびを贈る。

1. 保護者（両親またはこれに準ずる者）の場合  
30,000円
2. 生徒の場合  
30,000円

第2条 職員死亡の場合には、次のとおり香典としきびを贈る。

30,000円

第3条 その他特別の場合については、役員会で審議する。

- (付則) この規定は昭和54年5月 8日から実施する。  
この規定は昭和62年5月13日から改定実施する。  
この規定は平成17年9月17日から改定実施する。  
この規定は平成20年5月17日から施行し平成20年4月1日から適用する。  
この規定は令和元年5月18日から施行し平成31年4月1日から適用する。